

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ⇩ 役員に対する渡切交際費

**Q** : 当社では、社長と営業担当役員に対し、交際費として毎月一定額の金銭を支給しています。用途のほとんどが接待費で、精算は行っておりません。このような費用は、消費税の課税仕入れに該当するのでしょうか？

**A** : 精算されない金額は費途が不明であるため業務に関係のない支出とみなされ、社長や役員に対する給与となります。したがって、課税仕入れの対象とはなりません。

### 【解説】

毎月一定額が支給される渡切交際費については、精算がおこなわれた段階で費途に応じた会計処理を行います。この場合、会社の業務に関係があると認められる支出については交際費に該当しますが、会社の業務に関係のない支出や、精算されず費途が不明な支出については、支給をした人に対する給与とみなされます。消費税法上、給与を対価とする役務の提供は課税仕入れに該当しないこととされていますので、ご質問のような精算をしていない渡切交際費については、課税仕入れの対象とはなりません。

課税仕入れとして仕入税額控除の対象とするためには、支給した金銭について支出の事実及び法人の業務に関連する費用であることを明らかにする必要があります。また、仕入税額控除の適用を受けるためには、課税仕入れをした相手先の名称、課税仕入れをした年月日、内容、金額等を記載した帳簿及び請求書等の保存が要件となっていますので、ご注意ください。

